CHIYODA CITY NEWS
広報 千代田
Vol.1522
令和2年(2020年)
6月20日

ご近所の歴史に思いを馳せて…

蒸し暑い梅雨の時期になりましたね。今回は『江戸名所図会』より、水道橋と三崎稲荷神社をご紹介します。

一説によると、「水道橋」の呼称が出来たのは約350年前。涼しげな挿絵が添えられた図会は、どんな歴史を物語っているのでしょうか。

江戸名所図会

水道橋

江戸の上水道の整備

「神田の水で産湯を使い……」という決まり文句があります。この言葉、単に出身地をアピールしているわけではなく、当時の技術を結集して作り上げた「江戸の上水道」の水を使った、という江戸っ子が江戸生まれを自慢する意味の啖呵(たんか)として使われていました。

徳川家康は江戸幕府を開いてすぐに水道の建設事業を命じたといわれています。都市が拡大し人口が増加していく中で、上水道の整備は火急の用でした。

そして建設された神田上水、玉川上水、本所上水、青山上水、三田上水、千川上水は江戸の六上水と呼ばれ、なかでも千代田区地域に関係が深い神田上水は日本最初の上水道といわれています。

江戸名所図会の水道橋

安定感のある堂々とした建築物と、水面の柔らかな線や、周囲の豊かな植物が重なり合い、見ていて楽しい絵ですね。

手前に描かれた直線的な建造物は実は「懸樋(かけひ)」。神田川の上にかけられたこの懸樋を通して、現在の文京区側から千代田区側に神田上水の水が渡されていました。人が歩けるのは、奥に描かれた太鼓橋でした。この絵の主役は、まさに「水道」の橋なのです。

▲現在の水道橋

▲『江戸名所図会』

詳しくは中面へ

『江戸名所図会』　斎藤幸雄・幸孝・幸成(月岑)著、長谷川雪旦画　　国立国会図書館デジタルコレクション

Contents　―今号の主な内容―

3　「新しい生活様式」の実践例
4・5　新型コロナウイルス 第2波、第3波への課題と対応
12　この夏、蚊に刺されないために

発行=千代田区　編集=広報広聴課　〒102-8688九段南1-2-1☎3264-2111(代表) FAX3239-8604 区HP:https://www.city.chiyoda.lg.jp

ご近所の歴史、再発見！ 江戸名所図会

江戸名所図会と作者

◇作者について

斎藤幸雄・幸孝・幸成（月岑）

江戸時代後期、神田の雉子町（現・神田司町）あたりの町名主であった斎藤家が3代にわたって『江戸名所図会』を編纂（へんさん）しました。1780年に刊行された『都名所図会』という京都の地誌に影響を受けたことが、作成のきっかけになったともいわれています。

現在、神田司町２丁目、外堀通り沿いに「斎藤月岑居宅跡」の石碑があります。

◇作品について

1834年から1836年にかけて刊行された江戸の地誌で、タイトルの図会の「会」は「集めたもの」を意味します。内容は江戸と江戸近郊の観光名所や文化風俗の記録で、原稿の緻密さや丁寧さが高く評価されています。

また、江戸出身の絵師である長谷川雪旦による繊細な挿絵も数多く掲載されており、大きな見どころになっています。

◀『江戸名所図会』巻一（国立国会図書館デジタルコレクションより）

三崎稲荷神社

◀『江戸名所図会』巻一より

【千代田区指定文化財】
有形民俗文化財 水盤

区は、千代田の歴史や文化を後世に引き継ぐために、文化財指定を行っており、平成26年4月に、三崎稲荷神社の水盤が指定されました。水盤とは寺社で参拝者が手や口を洗い清めるために設けるもので、写真の水盤は、1808年に神田の商人２名により奉納されました。江戸名所図会の挿絵の左側には、現存の水盤が描かれています。

問合せ　日比谷図書文化館文化財事務室☎3502-3348

禰宜（ねぎ）・山崎さんにインタビュー！

▲三崎稲荷神社と山崎さん

■神社の歴史的なエピソードを教えてください

お堀の工事が難航していた折に、三崎稲荷神社に安全祈願をしたところ、工事が成功したため、当社がお堀の内側へ移転したといわれています。その後も鉄道工事などで遷移して現在の所在地になりました。『江戸名所図会』の絵は、現在より前の場所を描かれたものですね。

■変化するまちのなかで、神社はどんな場所ですか

長くお住まいの方、新しく引っ越して来た方、通学・通勤されていらっしゃる方、縁日やお祭りなどの行事を楽しみにされている方……。神社との関係性は人によってそれぞれ異なりますので、皆さんにとって、いろいろな意味での地域の「きっかけ」として、そこに在ることが大事だと感じています。

所在地　三崎町2丁目9-12　JR水道橋駅東口より徒歩2分

Chiyoda city video

▶江戸を書き尽くした男

江戸市民たちの暮らしぶりが図示されており、貴重な資料である「江戸名所図会」。この書物を編纂した斎藤月岑をご紹介しています。編纂を引き継いで親子３代の想いを成し遂げた月岑。江戸の文化人としても名高く、地誌類を画期的に発展させたとも言われる、その人物像に迫ります。

■YouTube

千代田区公式YouTubeチャンネルでご覧いただけます（「千代田区　江戸を書き尽くした男」で検索。または下の二次元コードでアクセス）。

問合せ　広報広聴課☎5211-4174

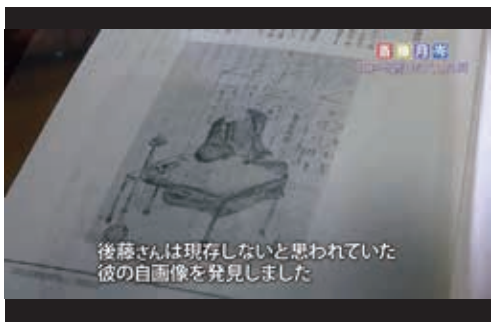

問合せ　広報広聴課☎5211-4174

―厚生労働省が公表した新しい生活様式の実践例―

新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式が示されました。

※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成しています。
※厚生労働省が公表した新しい生活様式の実践例を掲載しています。内容については、最新の情報をご確認ください。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保　②マスクの着用　③手洗い

□人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
□遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける。**
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
□家に帰ったらまず**手や顔を洗う。**できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□**手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）
※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに**手洗い・手指消毒**
□咳エチケットの徹底
□こまめに換気
□身体的距離の確保
□**「3密」の回避(密集、密接、密閉)**
□毎朝で体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

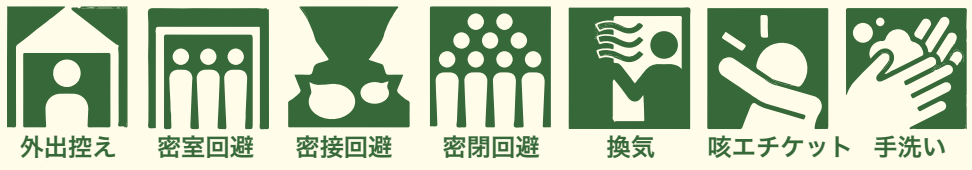

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□1人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口（ちょこ）の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務
□時差通勤でゆったりと
□オフィスはひろびろと
□会議はオンライン
□名刺交換はオンライン
□対面での打合せは換気とマスク

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（環境省、厚生労働省）

(1)暑さを避けましょう
(2)適宜マスクをはずしましょう（屋外で人と十分な距離〈2メートル以上〉を確保できる場合には、マスクをはずす）
(3)こまめに水分補給しましょう
(4)日ごろから健康管理をしましょう
(5)暑さに備えた体作りをしましょう

▶▶▶ 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

■電話相談窓口（コールセンター）
・(区)☎5211-4111（平日日中）・(都)☎0570-550571（多言語・ナビダイヤル／毎日9時～21時）FAX5388-1396（聴覚障害がある方など）
・(厚生労働省)0120-565653（毎日9時～21時）FAX3595-2756

■新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）　※5月8日、厚生労働省が公表した新たな相談の目安
・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
・重症化しやすい方(★)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合　★高齢者、糖尿病等の基礎疾患がある方など
・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。）
平日日中＝☎5211-8175、夜間・土曜・日曜・祝日＝☎5320-4592

※本情報は6月10日現在のものとなります。最新情報は、区のHPをご確認ください

緊急事態宣言下で開設したPCR検体を採取する「九段下仮設診療所」（左）と報道陣

新型コロナウイルス　第２波、第３波への課題と対応

緊急事態宣言の解除後、感染の勢いはひとまず弱まり、社会活動の再開を目指す動きが進んでいます。しかし、ワクチンの開発など安定的な治療体制が確立していない現状では、再び感染が拡大しないよう備えが必要です。今号では、第１波の際にひっ迫した医療体制など、感染拡大時の社会インフラの課題と対応を考えます。

医療インフラを守る取り組み

感染症患者の受け入れ体制を整えるとともに医療崩壊を防ぐ

４月の感染拡大時、東京では新型コロナウイルス感染症の入院患者向けのベッド使用率が、一時9割を超える状況となりました。また、都内では、設備の整わない病院で患者が受け入れてもらえず、何度も断られるという状況が発生しました。

一方、感染者対応を行う高度な医療設備を備えた医療機関では医療関係者の負担とともに、病床確保などのための運営負担も重く、一般病棟を閉鎖するなど経営面からの医療崩壊も叫ばれています。

第１波を切り抜けた現在、再流行に備え、感染症患者の受け入れ体制整備と救急医療も含めた医療体制維持のための支援の必要性が問われています。

区内診療所等の医療供給体制を維持する

区では、医師会所属のかかりつけ医の判断により、保健所を通さず、九段下仮設診療所でPCR検査が行えるようになっています。

新型コロナウイルス感染症は、こうした日ごろから区民の健康に寄り添い区政に協力していただいている診療所等の運営にも大きな影響を与えており、再流行時に備えた対策の充実とともに安定的・持続的な医療の維持が求められています。

PCR検査体制を充実させる

新型コロナウイルス感染症の第1波では、九段下仮設診療所を設けたことで、設置後は遅滞なく区民の皆さんにPCR検査を受けていただくための体制が整いました。今後も、検査体制の維持が求められています。

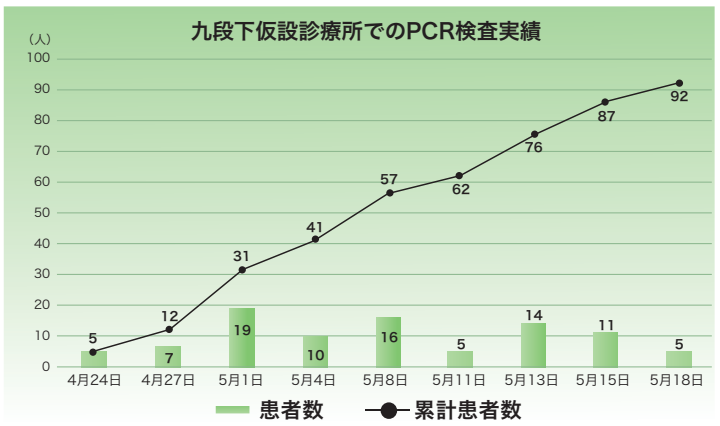

介護の現場を守る取り組み

利用者が必要なサービスを受けられなくなる心配も

新型コロナウイルスへの対応とともに、介護の現場では、「利用者が必要なサービスを受けられない事態にならないような経営支援」が求められています。

介護サービス事業者の全国団体が1,800余りの介護サービス事業者に行った「新型コロナウイルス感染症に係る経営状況への影響」を尋ねるアンケートでは、介護の種別を問わず、すべてにおいて大きな影響が生じており、特に通所介護（デイサービス）では、９割の事業所が影響を受けていると回答しています。新型コロナウイルスによる経営悪化で撤退するところも出始めているとの報道も目にするようになっています。

経営への影響（通所介護）

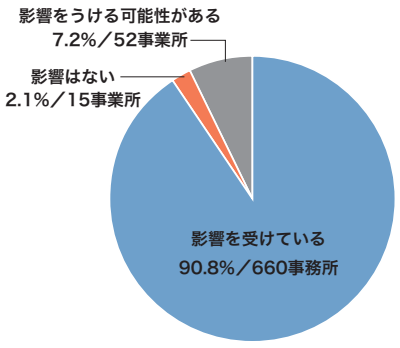

▲（一社）全国介護事業者連盟による「新型コロナウイルス感染症に係る経営状況への影響」アンケートより抜粋（3月末時点）

求められる安定的・持続的な事業継続

感染リスクを心配した利用者の利用自粛や、施設側の自主休業による売り上げ減少、さらに衛生用品の価格高騰などが介護事業への大きな負担となっています。

また、この利用者の減少に伴い、介護人材の待機が生じた結果、離職につながっているケースも全国で見られています。

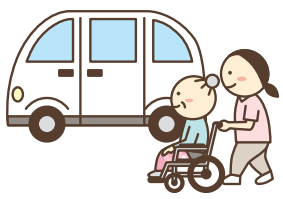

令和2年度 一般会計補正予算第2号
国民健康保険事業会計補正予算第1号
合計 26億6,209万円

第2波、第3波に向けた補正予算の主な事業

問合せ　財政課☎5211-4143

医療インフラを守る取り組み

医療提供体制の整備・維持の支援およびPCR検査体制を整備

健康危機管理対策　6億5,594万円

- 区内の7つの災害拠点病院等に対して、**医療提供体制を整備、維持するための経費を助成**します。
  ※新型コロナウイルス感染症患者の診察・受け入れのための病床確保などへの支援
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会に加入する区内の医療機関等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のもとでも、**切れ目のない医療提供体制を維持するための経費を助成**します。

- 感染の疑いがある区民を対象とするPCR検査を遅滞なく行うため、区独自の**PCR検査体制を整備**します。

GIGAスクール構想の実現に向けた取り組み

GIGAスクール構想の実現やオンライン授業を実施するための環境を整備

ICT教育の推進
学校行事　7億7,420万円

- 新型コロナウイルス感染症対策による学校休業措置を踏まえ、学校における**オンライン授業を促進**します。
- 今年度中に**タブレットの「一人１台端末」の環境を整備**し、国のGIGAスクール構想を区立学校において実現します。

中小企業等の経営支援に関する取り組み

中小企業等への支援

中小企業等経営支援　2,510万円

- 雇用調整助成金申請や、雇用・労働に関する相談・助言を行うため、**専門的知識を有する社会保険労務士による相談窓口を設置**します。

商工融資事業　2,002万円

- 商工融資に係る相談体制の強化のため、**専門的知識を有する中小企業診断士による相談窓口を設置**します。

感染症対策に関する取り組み

介護事業所運営助成　1億1,760万円

- 新型コロナウイルス感染症流行時においても、要介護者等に必要不可欠な介護サービスを継続するため、**介護サービス事業所等の運営経費を支援**します。

災害応急対策　6,869万円

- **区民が避難所に避難する状況となる場合に備え**、「三つの密」を回避する避難場所として、**発災時におけるホテル等の宿泊施設を確保**します。

出産・子育て支援　1,523万円

- 出産に不安を抱えやすい状況を鑑み、安心して出産準備を行えるよう、妊婦健診受診時などに活用できる**タクシー券（妊婦一人につき12,600円分）を配付**します。

- 感染への不安を解消し、安心して出産に臨めるように、現在妊娠中の方へ一人50枚**サージカルマスクを配付**します。
- 保健所で無料で実施していた乳幼児健康診査が中止されている期間に、**自費で病院を受診し、乳幼児健康診査を受けた場合の費用を全額還付**します。

私立保育所等運営補助
地域型保育事業運営補助
認証保育所等運営補助
私立学童クラブ運営補助 等　5,280万円

- 園児・児童が安全に活動できるよう、**感染症対策を施す保育施設・学童クラブ運営事業者に対する補助を拡大**します。

経済支援　補助金・助成金サイト一覧　家賃補助など国の補正予算成立後の新規補助事業含む

新型コロナウイルス感染拡大を受け、経済に与える影響を緩和すべく、国や都などが講じる主な補助金・助成金などの支援策一覧を掲載しています。国の第2次補正予算における家賃支援給付金、雇用調整助成金の上限変更など、国会での成立後の各サイトのアップデート後に参照ください。

■内閣官房　新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内
https://corona.go.jp/action

■経済産業省　新型コロナウイルス感染症関連
https://www.meti.go.jp/covid-19

■首相官邸　くらしとしごとの支援策
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html

■東京都　新型コロナウイルス感染症　支援情報ナビ
https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp

■千代田区　特別定額給付金（1人10万円）
https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/sodanmadoguchi/tokubetsuteigaku-kyuhukin.html

■千代田区　新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援
https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/shien-coronavirus.html

■千代田区　新型コロナウイルス感染症関連情報
（支援策以外も含む区の対応まとめ）
https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/homepage/coronavirus-taio.html

東京都知事選挙 7月5日(日)7時～20時

7月5日（日）に東京都知事選挙が行われます。大切な1票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

■投票所入場整理券を忘れずに

入場整理券は、有権者個人ごとに郵送しています。忘れずにお持ちください。入場整理券を忘れたり、紛失してしまったりした場合は、投票所の係員に申し出てください。

投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券で自分の投票所を確認してください。

■投票所での新型コロナウイルス感染症対策

投票所では新型コロナウイルス感染症予防のため、事務従事者のマスク・手袋の着用や、記載台のアルコール消毒などさまざまな対策を行います。

投票所に来られる方にも、マスクの着用や、投票所で配布する手袋の着用にご協力をお願いします（下表）。

■期日前投票を

投票日当日、投票所に人が集中することを避けるために、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

■選挙公報

東京都知事選挙の選挙公報は、東京都選挙管理委員会から納税され次第、速やかに有権者の各世帯に郵送します。出張所や保健所などの区立施設でも配布します。

■投票所の一部変更

第8投票区の投票所がお茶の水小学校から神田一橋小学校（一ツ橋2-6-14）に変更になります。

問合せ　選挙管理委員会事務局☎5211-4268

《千代田区期日前投票所一覧》

会　場	期日前投票期間
千代田区役所 4階選挙管理委員会室 （九段南1-2-1）	6月19日（金）～7月4日（土） 8時30分～20時 ※3日（金）・4日（土）は区民ホール（区役所1階）
麹町区民館地下1階洋室C （麹町2-8）	6月28日（日）～7月4日（土） 8時30分～20時
和泉橋区民館2階洋室A （神田佐久間町1-11-7）	

選挙人名簿定時登録者数（令和2年6月1日基準）

男　2万6555人（+711人）
女　2万6724人（+718人）
合計　5万3279人（+1429人）
※カッコ内は前年比較
問合せ　選挙管理委員会事務局☎5211-4268

2020 6/20

区政インフォメーション City Information

国民年金のお知らせ

■DV被害者の国民年金保険料免除制度

申請により、保険料の納付が免除されます。詳しくは、お問い合わせください。

対象　次のすべてに該当する方
・配偶者の暴力（ドメスティックバイオレンス（DV））を受け、配偶者（DV加害者）と住居が異なる
・国民年金保険料の納付が困難である
※一定の所得基準あり

■会社員や公務員の被扶養配偶者はこんなときに届け出を

会社員や公務員に扶養されている配偶者（3号被保険者）は、次のときに1号被保険者への種別変更の届け出が必要です。
・配偶者が退職した
・配偶者が65歳になった
・配偶者が亡くなった
・離婚した
・自分の収入が増えて配偶者の扶養から外れた

届け出が遅れるとその期間は未納となるため、将来受けられる年金が減ったり、年金を受けられなくなったりすることがあります。

種別変更届が2年以上遅れた方への救済措置　「特定期間該当届」を提出すると、未納期間は受給資格期間となります。※昭和61年4月から平成25年6月までの期間に限ります

■離婚時の年金分割は2年以内に請求を

離婚時に婚姻期間中の厚生年金記録（共済組合期間を含む）を当事者間で分割できる「離婚分割」は、離婚後2年を過ぎるとできなくなります。

制度利用の要件　①離婚、または事実婚関係を解消している②当事者の一方に国民年金第3号被保険者期間がある

いずれも

問合せ　千代田年金事務所☎3265-4381

自動車税(種別割)の納付を すぐに納付を

自動車税の納期限は6月1日でしたが、まだ納付が済んでいない方は、金融機関、指定のコンビニエンスストアなどでお早めに納付してください。そのほかにも次の方法があります。

①自動車税（種別割）の場合
・都税事務所などの窓口
・金融機関・郵便局のペイジーマークの付いたATM
・インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォンからクレジットカード

②軽自動車税（種別割）の場合
・区役所・出張所の窓口
・スマートフォンを利用した納付（モバイルレジサービス）

※納税証明書や領収証書が必要な方は、モバイルレジサービス以外の方法で納付してください

問合せ
①（都）自動車税コールセンター☎3525-4066
②（区）税務課納税促進係☎5211-4193

都が定める都市計画の原案への公述申出と公聴会

対象計画案　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■公述の申し出

対象　区域内に在住している方、計画案に利害関係のある方（1人10分以内）

申込方法　7月1日（水）～15日（水）（必着）で公述申出書を問合せ先へ

※公述申出書は問合せ先、（区）景観・都市計画課（区役所5階）で配布（問合せ先のHPからダウンロードも可）

※申し出多数の場合は、意見要旨などを考慮し選定

■公聴会

とき　8月20日（木）19時～、8月21日（金）14時～・19時～（当日直接会場へ）

会場　都庁第一本庁舎大会議場（新宿区西新宿2-8-1）

定員　各日100名程度（先着順）

■計画案の縦覧

縦覧期間　7月1日（水）～15日（水）

縦覧場所　問合せ先、（区）景観・都市計画課（区役所5階）

※縦覧期間中、問合せ先のHPでも意見募集を実施

いずれも

問合せ　（都）都市整備局都市計画課（都庁第二本庁舎12階北）☎5388-3225 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 中止・延期となる諸行事

納涼の夕べ（延期）

毎年7月に開催している夏の風物詩「納涼の夕べ」は延期します。詳細については、決定次第改めてご案内します。

問合せ　千代田区観光協会☎3556-0391

納涼民踊の集い（中止）

毎年7月13日～16日に靖国神社境内で実施している納涼民踊の集いは中止します。

問合せ　生涯学習・スポーツ課スポーツ振興係☎5211-3627

千代田区戦没者追悼式（中止）

毎年7月13日に千鳥ヶ淵戦没者墓苑で実施している戦没者追悼式は中止します。

問合せ　国際平和・男女平等人権課国際平和担当☎5211-4165

第70回「社会を明るくする運動」に係る諸行事（中止）

7月の強調月間を中心に開催を予定していた「社会を明るくする運動（★）」に係る諸行事は中止します。

中止となる主な行事　駅頭広報活動、街頭パレード（靖国通り、麹町大通り）、ミニ集会など

■更生保護を支える人たち

保護司　犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える人たちです。法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員で、無報酬のボランティアです。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先などの帰住（きじゅう）環境の調整や相談を行っています。

更生保護女性会　犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪者や非行少年が誤った生き方を改め、社会に復帰できるように協力することを目的とするボランティア団体です。

★すべての国民がそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

問合せ　福祉総務課厚生係☎5211-4211

その他、紙面で紹介する以外のイベントなども中止の可能性があります。状況は、区のHPをご確認ください。

麹町の「麹」の字は、文字つぶれなどを防ぐため、略字を使用しています。

区営住宅(単身用)の入居者募集

募集期間　6月22日(月)～7月2日(木)
募集する住宅　西神田住宅(西神田2-6-1)
入居家族数　単身
募集戸数　1戸(抽選)
入居予定　10月ごろ
対象　次の①～⑥の条件をすべて満たす60歳以上の方など
①申込者本人が区内に引き続き1年以上在住している
②単身者である(現に同居し、または同居しようとする親族がいない)
③世帯の所得が定められた基準の範囲内である(★)
④現に住宅に困り、自らが住むための住宅を必要としている
⑤住民税を滞納していない
⑥申込者が暴力団員ではない
★一般世帯＝0円～189万6000円、障害者等世帯＝0円～256万8000円
※このほかにも条件あり。詳しくは、募集案内参照
※原則、自家所有者(住宅または土地の所有者・共有持分を含む)は申し込み不可
申し込みのしおりの配布場所　情報コーナー(区役所2階)、住宅課(区役所5階)、出張所など
申込方法　7月2日(木)までの消印で、7月6日(月)(必着)までに「申し込みのしおり」に添付の申込書・封筒で郵送
抽選日　7月20日(月)

■住宅の概要
間取り　1DK
住戸面積　39・16㎡
使用料(月額)　2万2600円～3万3700円(障害者等世帯の上限額は4万4400円)
※障害者等世帯は、一般世帯より所得が高くても申し込むことができます。使用料は所得に応じて決定するので、上限額も一般世帯に比べて高くなっています
共益費(月額)　4000円
問合せ　区営住宅募集コールセンター　☎5717-0357

風水害に対する意識を高めよう

昨年は、9月に令和元年房総半島台風、10月に令和元年東日本台風が発生し、洪水や長時間の停電、断水が続くなど、東日本の広い範囲に甚大な被害をもたらしました。

また、タワーマンションの地下の電気設備への浸水により、消防用設備やエレベーターなどが使用できない状況となりました。日ごろより、台風や大雨などによる災害に備え、対策を立てておきましょう。

問合せ　丸の内消防署☎3215-0119、麹町消防署☎3264-0119、神田消防署☎3257-0119

■千代田区土砂災害ハザードマップを作成

令和元年9月に都が指定した土砂災害（特別）警戒区域や土砂災害時の避難所、避難行動などについて掲載した「千代田区土砂災害ハザードマップ」を作成しました。いざというときに備えてご活用ください。

配布場所　①対象地区の住宅や事業所のポストに投函②情報コーナー(区役所2階)、災害対策・危機管理課(区役所4階)、出張所で配布
※区のHPからダウンロードも可
問合せ　災害対策・危機管理課　☎5211-4187

建築物の各種耐震化促進助成のご案内
一般道路沿道マンションの助成率を3分の1に拡充！

各種建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修工事などの費用の一部を助成します。これは、地震発生時における建築物の安全性を図り、建築物などの倒壊による道路の閉塞を防止するなど、災害に強いまちづくりを実現するためです。詳しくは、区のHPやパンフレット(問合せ先で配布／区のHPからダウンロードも可)をご覧になるか、お問い合わせください。

ーいずれもー

申請方法　事前に問合せ先にご相談のうえ、必要書類を直接問合せ先へ
※必ず契約前に申請が必要
※建築基準法上の違反がある場合は、是正することが条件となる場合あり
問合せ　建築指導課構造審査係(区役所5階)☎5211-4310
その他　①助成額は、1,000円未満切り捨て②助成対象費用は税抜き(木造住宅の耐震化促進助成のみ、税込み)③実際の費用が助成対象費用の限度額以下の場合は、助成対象費用は実際の費用④申請時期によっては交付できない場合あり⑤緊急輸送道路図は、東京都耐震ポータルサイト参照（https://www.taishin.metro.tokyo.jp)

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進助成

対象　特定緊急輸送道路に面し、建築物の高さが特定緊急輸送道路の幅の2分の1を超える建築物の所有者など
助成項目　①補強設計②マンションの耐震改修・除却・建て替え③マンション以外の耐震改修・除却・建て替え
助成額　助成対象費用の6分の5(ただし、②、③は、5,000㎡を超える部分は2分の1)
助成対象費用の限度額　①床面積に応じた単価(★)の合計額②50,200円／㎡かつ5億200万円③51,200円／㎡かつ5億1,200万円
★ 1,000㎡以下の部分＝5,000円／㎡、1,000㎡～2,000㎡の部分＝3,500円／㎡、2,000㎡超の部分＝2,000円／㎡

マンションの耐震化促進助成【令和2年度拡充】

今年度から、一般道路沿道のマンションの耐震改修などの助成率を、23%から3分の1に引き上げました。
対象　マンションの所有者(管理組合や区分所有者の代表者)など
助成項目　①耐震診断(分譲マンション)②耐震診断(賃貸マンション)③補強設計④耐震改修、除却、建て替え
※このほかに、アドバイザー派遣助成もあり（助成額＝助成対象費用の100%、派遣回数＝耐震診断3回、耐震改修1回まで)

■緊急輸送道路沿道の場合
助成額　①助成対象費用の100%②助成対象費用の80%③助成対象費用(上限2,000円／㎡)の100%④助成対象費用(上限50,200円／㎡)の3分の2(5,000㎡～10,000㎡の部分は3分の1)
限度額　①700万円②560万円③750万円④2億5,099万円

■一般道路沿道の場合
助成額　①助成対象費用の100%②助成対象費用の75%③助成対象費用(上限2,000円／㎡)の3分の2④助成対象費用(上限50,200円／㎡)の3分の1
限度額　①600万円②450万円③500万円④1億6,733万円

建築物の耐震化促進助成

対象　建築物の所有者で、個人または中小企業基本法に規定される中小企業者など
助成項目　①耐震診断②補強設計

■緊急輸送道路沿道の場合
助成額　①助成対象費用の80%②助成対象費用(上限2,000円／㎡)の3分の2
限度額　①400万円②500万円

■一般道路沿道の場合
助成額　①助成対象費用の3分の2②助成対象費用(上限2,000円／㎡)の3分の1
限度額　①265万円②250万円

住宅付建築物の耐震化促進助成

対象　住宅付建築物(過半の用途が住宅以外の建築物で、建築物の所有者が居住する住戸のある建築物)の所有者など
助成項目　耐震改修、建て替え

■緊急輸送道路沿道の場合
助成額　助成対象費用(上限51,200円／㎡)のうち、住宅部分の3分の2
限度額　430万円

■一般道路沿道の場合
助成額　助成対象費用(上限51,200円／㎡)のうち、住宅部分の23%
限度額　150万円

木造住宅の耐震化促進助成

対象　木造住宅の所有者など
助成内容　①耐震診断②耐震改修③除却④耐震シェルター・ベッドの設置
助成額　助成対象費用の①100%②100%③3分の2④100%
限度額　①15万円②120万円③80万円④40万円

要除却ブロック塀などの改善工事助成

対象　ブロック塀などの所有者で、個人または中小企業基本法に規定される中小企業者など
助成対象となる塀など　道路などに面する高さ1メートル以上のブロック塀などで、地震時に倒壊するおそれのあるもの
助成項目　①撤去工事②撤去工事後の設置工事
助成額　助成対象費用の①100%②50%
限度額　①40万円②30万円

「ちよだ生物多様性大賞」募集中

生きものに優しい活動を表彰する「ちよだ生物多様性大賞」の活動を募集しています。

応募期限　9月30日（水）（消印有効）

対象　区内で生物多様性の保全活動などをしている個人、団体、事業者など（自薦、他薦を問いません）

表彰者発表・表彰式　12月ごろ（予定）

申込方法　応募用紙を郵送、Eメールまたは直接問合せ先へ

※応募用紙は、区のHP（下の二次元コードからアクセス可）からダウンロード

問合せ　環境政策課企画調査係（区役所5階）☎5211-4255

■昨年度の最優秀賞受賞者

内海幸弘さん

活動名　千代田区の皇居周辺緑地における甲虫相調査

ビル管理者の皆さんへ ビルピット悪臭防止にご協力を

ビルの地下排水槽（ビルピット）が原因の悪臭は以前から問題となっています。

ビル管理者の皆さんは、次のような対策をお願いします。

①排水槽の水位を下げる

悪臭（硫化水素）の濃度は排水槽に貯留された水量と時間に比例します。このため起動水位、停止水位を下げることで排水残量を少なくし、また短い間隔で排水しましょう。

②タイマーを設置する

タイマーを取り付けて一定時間（2時間に1回程度）で排水することで、残量を一定以下に保ちましょう。

③定期的な清掃を行う

排水槽をきれいにしておくことで、硫化水素の発生が少なくなります。清掃は、年3回以上が目安です。合流槽や油分が多い排水の場合は、清掃回数を増やしましょう。

また、グリーストラップ（廃食油を分離除去するもの）は、使用日ごとに捕集物を除去し、少なくとも1週間に1回は清掃してください。

問合せ　臭気苦情や臭気測定＝環境政策課公害指導係☎5211-4254、排水槽などの維持管理に関する相談＝生活衛生課環境衛生係☎5211-8166、公共下水道、排水設備に関すること＝（都）下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課☎3270-8320

「涼風の道」などにドライ型ミストを新たに設置

暑熱対策として区内公園など6箇所にドライ型ミスト発生機器を設置し、クールスポットを創出します。「涼風の道」（千鳥ヶ淵緑道）と九段坂公園は今回から新たに設置します。

とき　7月1日（水）～9月30日（水）8時～18時（雨天中止）

場所　神田児童公園（神田司町2-2）、和泉公園（神田和泉町1）、芳林公園（外神田3-5-18）、千鳥ヶ淵公園（麹町1-2）、九段坂公園（九段南2-2-18）、千鳥ヶ淵緑道（九段南2～三番町先）

問合せ　環境政策課エネルギー対策係☎5211-4256

温暖化配慮行動計画書制度 計画書兼報告書の提出を

温暖化配慮行動計画書制度は、区内の各事業所が取り組む「環境活動」「環境教育」「地域貢献」の実施状況や計画を、毎年区へ報告する制度です。

区は、優良な取り組みを公表・表彰し、環境に配慮し行動する「人づくり」を推進します。

表彰事業所や提出された事業所の取り組み内容は、「地球温暖化配慮行動の主な取り組み事例集」を作成し、公表する予定です。提出方法など詳しくは、区のHPをご覧ください。

問合せ　環境政策課事業推進係☎5211-4253

神田地区の皆さんへ 屋外広告物の実態調査にご協力を

地震などの自然災害が発生した際に人命に関わる危険要素の一つとして、屋外広告物（看板など）の落下が挙げられます。

区は、東日本大震災後、区内の屋外広告物の現状調査を行い、その結果をデータ化して活用しています。前回の調査から5年が経過したため、再度調査を行います。調査結果は、危険な屋外広告物に対する是正・改善指導や申請促進などに活用します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、対面での説明や聞き取りは原則として行いません。

安全・安心なまちづくりのため、調査へのご協力をお願いします。

調査期間　7月～令和3年3月（年末年始を除く）

調査範囲　神田地区（神保町出張所、神田公園出張所、万世橋出張所、和泉橋出張所管内）

調査方法　調査員（調査業者）が敷地内に設置されている屋外広告物の大きさ・高さの計測や安全性の確認などを道路上から実施

問合せ　環境まちづくり総務課占用係☎5211-4235（株）ヤチホ（調査業者）☎5227-3501

都市マスコラム　地域別まちづくりの紹介

第5回　万世橋地域のまちづくり

■まちづくりの系譜

江戸時代は、駿河台付近に武家地が広がり、それらを囲むように町地（まちじ）が広がっていきました。江戸中期以降は、神田川を中心とした舟運の拠点となり、神田須田町付近には青果市場が設けられるなど、江戸の商業都市として大きな発展を遂げました。

▲万世橋から見た秋葉原電気街

明治期、甲武鉄道万世橋駅が開業した神田須田町界隈（かいわい）は、東京一の盛り場として栄えました。関東大震災によって、地域の大部分を焼失しましたが、震災後の復興区画整理事業により、幹線道路である靖国通りなどが整備され、現代の地域の骨格が形成されました。第二次世界大戦でも市街地の大部分を焼失。その後、神田小川町～神田須田町周辺において、電気製品のヤミ市が成立し、世界でも類を見ない、現代の秋葉原電気街へと発展しました。

■地域の特徴

世界有数の電気街・観光地、サブカルチャーなど多様な文化の発信地や情報技術産業拠点に発展した秋葉原を中心に、神田明神やニコライ堂といった歴史的資源、御茶ノ水の文教地区など、多様な場所が連坦（れんたん）するまちとなっています。

■これからのまちづくり

かつての万世橋駅周辺の界隈性や神田川の水辺環境を生かし、秋葉原の新産業拠点や電気街・サブカルチャーのまちと神田をつなぐまちづくりが求められています。

次回(広報千代田7月5日号)は、「和泉橋地域」を紹介します。

問合せ　景観・都市計画課都市計画係☎5211-3612

※本コラムは、平成10年3月に描いたまちづくりビジョン「千代田区都市計画マスタープラン」のリニューアルを多くの皆さんと一緒に考え、よりよい計画へと改定するために掲載しています。

※千代田区都市計画マスタープラン改定の進捗状況をフェイスブックでお伝えしています（検索サイトで「千代田区 都市マス FB」で検索／右の二次元コードからアクセス可）

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意　消費者だより

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した消費者トラブルの相談が寄せられています。

■相談事例

①「新型コロナウイルス対策で助成金を配布する。銀行口座に振り込むので口座番号を教えてほしい」という電話がかかってきた。

②「新型コロナウイルスの検査が無料で受けられる。マイナンバーカードが必要」という電話があり、カードは持っていると伝えると、「これから自宅に行く」と言われた。

③「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。今から調査に行くので自宅の住所を教えてほしい」という電話があった。

④「マスクを無料で送付する」というメールが届き、メールにはURLが付いていた。

⑤封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていない。

■消費者へのアドバイス

消費者の新型コロナウイルス感染拡大に対する不安な気持ちを利用し、詐欺などを働く者が多くいます。安易に電話の内容に答えたり、URLをクリックすると、個人情報を盗まれたり、金銭を請求されるなどの恐れがあります。

注文した覚えのない商品が届いた場合は受取拒否してください。代金引換の場合は決して支払わないでください。受け取ってしまった場合、14日間保管すれば商品は処分できます。

分からないことがあれば、消費生活センターへ相談してください。

問合せ　消費生活センター☎5211-4314

広　告

公開講演　参加無料

「世界の電気事業を取巻く最近の経営環境変化」

講師　一般社団法人海外電力調査会　主幹　松岡　豊人 氏

開催日時：2020年7月21日（火）開演16:00～17:00　受付開始15:40
場　　所：一般社団法人電気倶楽部（下記住所にて：移転により住所が変わりました）
募集人数：定員20名（先着順・事前にお申込みください）
申込方法：「　7/21　講演会 参加希望」と明記し、往復はがきに「住所/氏名/年齢 /職業 /電話番号」をご記入の上、お送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

※申込時の個人情報は当講演会の連絡・受付のみに使用します。※未就学児の入場はお断りしております。※状況により中止になる場合があります。

［主催］一般社団法人電気倶楽部　http://www.denki-club.or.jp/　〒100-0011 千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビルB2会議室

☆広報千代田では有料広告の掲載を募集しています。広告掲載希望は広報広聴課へ。☎ 5211-4175 ☆

生活ほっとライン

7月の休日応急診療

問合せ　千代田保健所(九段北1-2-14)　☎5211-8161 **FAX**5211-8190

場所　千代田保健所(九段北1-2-14) 最寄り駅＝九段下駅5番出口
開設日　5日・12日・19日・23日・24日・26日

診療科目	受付時間	電話番号(開設日のみ)
内科・小児科	9時～12時30分、14時～17時30分、19時～21時30分	☎5211-8202
歯科	9時～16時30分	☎5211-8203
調剤薬局	9時～21時30分	☎5211-8197

※事前に電話で予約のうえ、受診してください
※受診の際は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、マスクを着用してください
※健康保険証・こども医療証が必要
※調剤薬局は、千代田保健所以外の薬局でも当番制で開設。詳しくは、区のHP参照

休日診療案内等

●消防署病院案内(24時間)＝丸の内消防署☎3215-0119、麹町消防署☎3264-0119、神田消防署☎3257-0119
●消防庁救急・相談センター(24時間)☎＃7119(ダイヤル回線からは☎3212-2323)
●医療機関案内サービス「ひまわり」(24時間)☎5272-0303
https://www.himawari.metro.tokyo.jp

平日準夜間の小児科診療

とき　月曜～金曜19時～22時(受け付けは21時45分まで)
会場　日本大学病院・ちよだこども救急室(神田駿河台1-6)　**対象**　中学生以下
※受診するときは、事前に電話で日本大学病院(☎3293-1711)へ※健康保険証・こども医療証が必要

7月の保健ガイド(予約制)

問合せ　千代田保健所(九段北1-2-14)　☎5211-8161 **FAX**5211-8192

事業名・対象など	とき	会場
精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	現在 中止 となっています 17(金) 時30分	えみふる(神田駿河台2-5)
難病リハビリ教室(相談・指導)	時	千代田保健所

7月の健康チェック(予約制)

実施場所　千代田保健所(九段北1-2-14)　**問合せ**　☎5211-8161 **FAX** 5211-8192

事業名・対象など	とき
骨密度測定会 16歳以上の区内在住者 ・骨密度測定(640円)　・血管年齢測定(無料) ・結果は、医師または保健師が当日説明 ・測定は同一年度内1回まで ・3日前までに申し込みが必要	10(金)13時30分～15時30分 ※生活習慣病予防相談と同時に受けられます
生活習慣病予防相談 20歳以上の区内在住者 ・血管年齢測定(無料) ・栄養相談、運動相談、健康相談 ・3日前までに申し込みが必要	10(金)13時30分～15時30分 ※骨密度測定会と同時に受けられます
心の相談室 区内在住で心の問題で悩んでいる方とその家族	9(木)・17(金) 13時30分～15時30分
肝炎ウイルス検査 16歳以上の区内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方 ・3日前までに申し込みが必要 ・結果は郵送します	3(金)9時30分～10時
HIV・性感染症 (梅毒・クラミジア・淋菌)相談・検査	3(金)9時～9時30分
細菌検査 (赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌O(オー)157の健康管理検便) 区内在住・在勤・在学者(有料) ・予約不要(事前に採便管を取りに来てください) ・腸管出血性大腸菌O(オー)26およびO(オー)111の検便(料金別途)	3(金)・7(火)・10(金)・14(火)・17(金)・28(火)・31(金) 13時～16時
ふん便のノロウイルス検査 区内在住・在勤・在学者(有料) ・RT-PCR法　6,000円 ・リアルタイムPCR法　9,100円 事前に採便管を取りに来てくだ	現在 中止 となっています 3(金)・7(火)・10(金)・14(火)・17(金)・28(火)・31(金) 13時～15時

7月の健康ちぇっく(予約制)

会場　千代田保健所(九段北1-2-14)
問合せ　☎5211-8161 **FAX**5211-8192

事業名		対象・内容	とき
栄養相談		内バランスの取れた食事、離乳食など食に関する相談	9時～17時(随時受け付け)
アレルギー相談		対0歳～15歳の区内在住者 内小児科医のアレルギーに関する相談	14(火)・21(火)9時45分～10時
歯科保健相談(歯科健診)		対区内在住の妊産婦・乳幼児とその保護者 内歯科健診やむし歯予防のためのフッ素塗布など	8(水)・15(水)12時45分～16時・1(水)9時45分～11時45分・4(土)・18(土)8時45分～11時15分
はみがき教室		対区内在住の乳幼児とその保護者　内歯磨きを嫌がってさせてくれない、磨けているかどうか自信がないなど、むし歯予防に関するお話・相談	10(金)・13(月)9時～14時 20(月)11時～16時
食べ方相談室		対区内在住の乳幼児とその保護者　内食事に時間がかかる、丸飲みする、好き嫌いが多い、口にためて飲み込まないなど、子どもの食べ方に関する相談	21(火)13時30分～16時
ちよ♡まま面談		対区内で妊娠届を提出したすべての妊婦　内保健師・看護師による、妊娠・出産・子育てのさまざまな相談やサービスの案内(誕生準備手当の申請もできます)	平日=8時30分～17時(最終受け付け 16時30分)
乳幼児健診(対象者には通知します)	3～4か月児健診	対区内在住の令和2年3月1日～20日生まれのお子さん	9(木)12時30分～13時45分
	1歳6か月児健診	対区内在住の①平成30年12月11日～31日生まれのお子さん ②平成31年1月1日～20日生まれのお子さん	①14(火)9時45分～10時30分 ②21(火)9時45分～10時30分
	3歳児健診	対区内在住の①平成29年5月21日～6月10日生まれのお子さん ②平成29年6月11日～30日生まれのお子さん	①2(木)12時30分～13時45分 ②16(木)12時30分～13時45分
	5歳児健診	現在 中止 となっています)平成27年7月1日～25日生まれのお子さん	7(火)12時45分～14時
離乳食講習会		6か月児とその保護者(対象者には通知します) 3か月児を中心とした離乳食について	17(金)13時30分～15時
ビーバー教室		11か月～1歳3か月児とその保護者(対象者には生後11か月に通知します)　内離乳○○期のお口の機能に合わせた食べ方やむし歯予防のポイント、離乳の完了と間食のとり方について	6(月)10時30分～12時

接種回数足りていますか
麻しん風しん(第2期)

麻しん(はしか)・風しんのワクチンは、1回の接種では免疫がつかない場合があります。2回の接種で確実に免疫をつけることが必要です。

接種が済んでいないお子さんには早めに接種をしましょう。

予診票の送付　幼稚園・保育園年長相当年齢の方に、3月下旬に予診票を発送しました。千代田区へ転入した方、届いていない方はご連絡ください。

問健康推進課保健予防係☎5211-8172

時＝日時　場＝会場　対＝対象　定＝定員　内＝内容　師＝講師　費＝費用・料金(記載のない場合は無料)　締＝締切り　申＝申込方法　問＝問合せ　他＝その他　HP＝ホームページ

生活ほっとライン

7月は「愛の血液助け合い運動」月間　献血にご協力を

毎年夏季は、長期休暇などにより学校や企業、団体などからの献血への協力が得にくくなります。一方で、輸血用血液製剤は長期間保存ができないため、年間を通じて安定的に確保することが重要です。

そのため、厚生労働省、都道府県、日本赤十字社は、7月1日～31日の間、「愛の血液助け合い運動」を全国で展開します。

場全国の献血会場

※都内の献血会場については、HP（https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/tokyo/place/index.html）をご確認ください

問東京都赤十字血液センター
☎5272-3523

女性のための無料ホットライン

男女共同参画週間にあわせ、女性に対する暴力（DV、ストーカー）、離婚、労働問題などの電話相談を受け付けます。必要に応じて初回無料の面談も受け付けます。

時6月27日（土）10時～16 時

相談電話　☎5521-0260

相談担当者　女性問題に詳しい弁護士など

問第二東京弁護士会人権課
☎3581-2257

申し込みの記入例

□□□−□□□□

①催しなどの名称
②郵便番号・住所
③氏名（ふりがな）
④年齢（学年）
⑤電話番号

■注意事項
・往復ハガキの場合は、返信側にも住所、氏名を記入
・Ｅメールの場合は、件名に催しなどの名称を記入
申し込み先からメールを受信できるように設定を
・消せるペンは使用不可

■託児サービスを希望する方へ（本文中に記載がある場合のみ）
・子どもの氏名（ふりがな）、生年月日も記入

■在勤・在学の方へ
・勤務先（学校名）とその所在地、電話番号も記入

■応募時の個人情報について
厳重に管理し、当該催しなどの開催のためだけに利用します（区以外が主催のものは、このように取り扱うように主催者へ要請しています）。

いきいきライフ

高齢者の肺炎球菌予防接種費用を助成します

接種日現在千代田区に住民登録がある、各予防接種の対象者は、区の助成を使って予防接種を受けることができます。

(1) 定期予防接種の対象者　令和２年度に次のいずれかに該当する、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けていない方

①令和２年４月２日以降に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる

②令和２年４月２日以降に60歳～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害があり、１級相当の身体障害者手帳を持っている

(2) 任意予防接種(区独自)の対象者　定期予防接種の対象者以外で、次のいずれかに該当する65歳以上(昭和30年４月１日以前生まれ)の方

①過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けていない

②過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受け、接種から５年以上経過した

接種期間　令和３年３月31日（水）まで

助成回数　定期、任意含め生涯２回まで

※２回目の接種の場合は、１回目から５年以上の接種間隔が必要

※２回目の接種をする場合は、かかりつけの医師にご相談ください

※任意予防接種は区が指定する医療機関以外で接種した場合、助成できません

自己負担金　定期予防接種＝無料、任意予防接種＝4,000円（接種費用の約２分の１は区が負担／生活保護受給者と中国残留邦人等支援給付受給者は、接種費用を免除）

接種方法　定期予防接種は23区内の指定医療機関の窓口に、任意予防接種は区内の指定医療機関の窓口に予診票を提示

※区内の指定医療機関は区のHP 参照

予診票の送付　(1) および (2) ①の対象者へ6月下旬に送付

問合せ　健康推進課保健予防係☎5211-8172

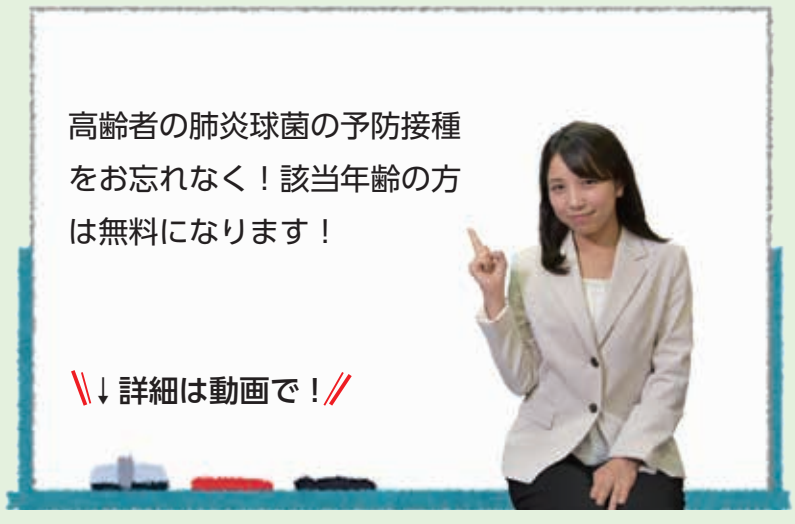

「千代田区　肺炎球菌予防接種」で検索

問合せ　広報広聴課☎5211-4174

生涯学習団体1日公開講座事業　区内生涯学習団体（サークル）の体験企画募集

区内の生涯学習団体（サークル）が、新規会員募集を目的として、10月から令和３年２月までに実施するサークル体験企画に対し、講師謝礼金を助成します。「サークル体験」企画募集はＡコースとＢコースがあり、開催時期や内容が異なります。詳しくは、募集要項（区立施設で配布）または問合せ先のHP をご覧ください。

サークルの応募要件　次のすべてに該当する団体（サークル）

・５名以上の会員を有し、区内在住・在勤・在学者が半数以上である
・継続的（月１回以上）に区内で生涯学習活動を行っている
・新規の入会希望に応じられる
・サークル体験を積極的に広報できる
・講師を選定し、講師と連絡ができる
・令和２年度内に九段生涯学習館の区民自主企画運営講座・人材バンク活用講座の助成を受けていない
・営利活動に関係しない

助成額　１団体１万円以内（50団体まで／審査・抽選あり）

申7月6日(月)(必着)までに企画書(募集要項に添付)を郵送で問合せ先へ

問九段生涯学習館（九段南1-5-10）☎3234-2841
https://www.kudan-ll.info

「介護保険負担限度額認定」更新手続きのお知らせ

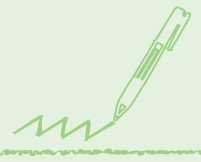

更新手続きが必要な方に、案内と申請書類をお送りしました。案内を参考に、忘れずに更新手続きをしてください。

対象　次のすべてに該当する方

・現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」に記載されている有効期限が令和２年７月31日（金）
・令和２年度の世帯全員の住民税が非課税
※現在認定されている方で案内が届かない方はご連絡ください

提出期限　7月3日（金）（必着）

更新の流れ　①申請書類を郵送または直接提出②申請後、令和２年度の本人と世帯の課税状況などで判定③該当する方には、８月１日（土）から有効の認定証を送付

有効期限　令和３年７月31日（土）（１年間）

■認定証の利用方法

介護施設サービスやショートステイ利用の際に認定証を提示すると、負担段階に応じて自己負担額（食費、居住費）が軽減されます。

問合せ　高齢介護課介護事業指定係☎5211-4336

生活ほっとライン

7月の各種相談（無料／受付時間は終了の30分〜1時間前）

★家族、介護などの事業者も相談可
日程が変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。

名称	対象	相談内容・相談日時	相談場所	問合せ
法律相談（予約制）	区内在住・在勤・在学者	相続、婚姻関係、借地・借家など（弁護士が応対） 時1（水）・3（金）・8（水）・10（金）・15（水）・17（金）・22（水）13時〜15時45分	区民相談室（区役所2階）	区民相談室 ☎5211-4176
税務相談		確定申告、相続・贈与税など　時9（木） 13時〜15時30分（先着順）（受け付け12時30分〜15時）		
不動産相談		地代・家賃、賃貸、売買など　時2（木）・16（木）		
土地家屋調査士相談		土地・建物の調査・測量、不動産登記など　時16（木）		
司法書士相談		遺言、相続、登記、借地・借家など　時9（木）		
行政書士相談		相続、許認可手続き、外国人ビザなど　時7（火）・21（火）		
社会保険・労務相談		社会保険、労働条件、仕事の悩みなど　時14（火）		
行政相談		国政などへの苦情・要望など　時14（火）		
一般相談		区政への問い合わせや日常生活のことなど　時平日8時30分〜17時		
消費生活相談		商品の購入・契約など消費生活で困っていること（消費生活相談員が応対） 時平日9時30分〜16時	消費生活センター（区役所2階）	消費生活センター ☎5211-4314
多重債務相談（予約制）		債務整理、整理後の生活など（弁護士が応対）　時16（木）13時〜15時45分（受け付けは15時15分まで）	区民相談室（区役所2階）	
経営相談（予約制）	中小企業者起業予定者	中小企業経営に関するさまざまな経営課題や創業に関することなど（中小企業診断士が応対）。出張相談は休止中　時平日9時〜17時	経営相談室（区役所2階）	商工観光課商工融資係 ☎5211-4344
MIW（ミュウ）相談室（予約制）	区内在住・在勤・在学者	**一般相談**　夫婦やパートナー・家族関係、子育て、人間関係、働き方、ハラスメント、DV、性に関すること、性暴力、犯罪被害などの悩み（託児サービスあり〈有料・要予約〉／毎週金曜は英語での相談も可能） ※DVで緊急を要する場合は、生活支援課（区役所3階☎5211-4126）へ 時毎週木曜・土曜10時30分〜15時30分、毎週火曜・水曜・金曜16時30分〜20時30分	MIW相談室（区役所10階）	MIW相談室 ☎5211-4316 （予約専用電話／話し中の場合☎5211-8845）
		法律相談（女性限定／女性弁護士が応対）　時14（火）13時〜15時30分		
		LGBTs相談　性自認や性的指向に関する悩み　時9（木）16時30分〜19時30分		
人権身の上相談（予約制）	区内在住・在勤・在学者	人権の侵害や身の上の心配ごと（人権擁護委員が応対／相談日前日17時までに要予約）　時14（火）13時〜15時	区民相談室（区役所2階）	国際平和・男女平等人権課男女平等人権係☎5211-4166
女性・ひとり親家庭相談	区内在住者	女性のさまざまな悩み、女性・母子が配偶者などから受けているDV、ひとり親家庭の生活全般（子育て、就労など／いずれも婦人相談員が応対し必要な場合は緊急避難などの保護、公的制度や貸付金の案内など自立に向けた支援を実施） 時平日8時30分〜17時	生活支援課生活支援係（区役所3階）	生活支援課生活支援係 ☎5211-4126
保健福祉オンブズパーソン相談（予約制）	区内在住者★	保健福祉サービス全般への相談・苦情（郵送での相談も受け付け可。郵送の場合は、福祉総務課保健福祉オンブズパーソン事務局〒102-8688九段南1-2-1） 時14（火）小嶋珠美氏（社会福祉士／主に高齢者・障害者関係）、22（水）佐藤まゆみ氏（淑徳大学短期大学部准教授／主に子育て保育関係）いずれも14時〜16時	区役所会議室	福祉総務課厚生係 ☎5211-4211
福祉専門法律相談（予約制）	区内在住・在勤・在学者★	福祉や成年後見制度、消費者被害に関する悩み、相続や遺言の相談（弁護士が応対／ちよだ成年後見センター職員も同席）　時9（木）八杖氏（弁護士）、30（木）鈴木氏（弁護士）いずれも14時〜16時20分	ちよだ成年後見センター（九段南1-6-10かがやきプラザ4階）	ちよだ成年後見センター ☎6265-6521
成年後見制度相談		成年後見制度の利用、後見活動の悩みや不安　時平日8時30分〜17時		
介護カウンセリング（予約制）	区内在住者★	介護によって生じるストレスに関すること（介護ストレス、高齢者虐待、ターミナル期の家族の心のケア、死後の家族の心のケアなど／専門のカウンセラーが応対） 時8（水）10時〜13時、18（土）13時〜16時	かがやきプラザ1階相談室（九段南1-6-10）	かがやきプラザ研修センター ☎6265-6560
障害者相談	区内在住者★	地域活動支援センターの機能や障害者福祉に関すること、心身の健康に関することなど　時平日9時〜17時	障害者福祉センターえみふる（神田駿河台2-5）	障害者福祉センターえみふる ☎3291-0600 FAX3291-0608
障害者よろず相談	区内在住者★	障害のある方やそのご家族、障害者手帳を持たない心の病や発達障害のある方などのあらゆる悩みや困りごと 時平日９時〜19時、土曜10時〜17時	障害者よろず相談MOFCA（モフカ）（一ツ橋1-1-1パレスサイドビル1階）	障害者よろず相談MOFCA ☎6269-9755 FAX6269-9754 ✉info@mofca.net
障害者就労相談室（予約制）	区内在住者★	障害のある方の就職活動や職業訓練のアドバイス、在職中で職業上の悩みなど（ジョブコーチ〈職場適応援助者〉が応対／障害者手帳がなくても相談可） 時15（水）9時〜16時	障害者就労支援センター（区役所3階）	障害者就労支援センター ☎3264-2153 FAX3556-1223
くらしと仕事・家計に関する相談	区内在住者	生活の悩みごとや心配ごとの解決方法を考える。家族や身近な方の相談も受け付け 時平日8時30分〜17時	生活支援課生活支援係（区役所3階）	生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

9月のスポーツ施設の利用申し込み抽選（スポーツセンターのみ10月分）

お詫び　5月20日号にて誤って9月の情報を掲載しました。お詫び申し上げます。

施設名		申込期間	抽選	空き施設受け付け
①外濠公園	野球 テニス	7/10（金）〜20（月）	7月25日（土）	8月1日（土）10時〜
②花小金井運動施設（野球など）		7/1（水）〜19（日）	8月1日（土）	8月2日（日）10時〜（申込順）
③スポーツセンター（主競技場・プール・卓球場などの団体利用）		7/1（水）〜19（日）	8月3日（月）	8月4日（火）10時〜（申込順）

申込方法　①事前に九段生涯学習館（九段南1-5-10）で利用登録し、申し込み②③申込書（各問合せ先で配布）を問合せ先へ
利用できない日　①野球：9月6日（日）・20日（日）（18時まで少年野球）、毎週月曜の8時〜12時（グラウンド整備）③10月19日（月）（休館日）
※このほかにも区の事業などのため、利用できない場合あり。詳しくは各問合せ先へ
問合せ　①②九段生涯学習館（九段南1-5-10）☎3234-2841③スポーツセンター（内神田2-1-8）☎3256-8444

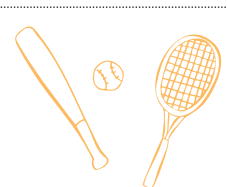

時＝日時　場＝会場　対＝対象　定＝定員　内＝内容　師＝講師　費＝費用・料金（記載のない場合は無料）　締＝締切り　申＝申込方法　問＝問合せ　他＝その他　HP＝ホームページ

皇居をはじめ、区内には意外にも
たくさんの生きものが見られます。
（上）アオサギ
（下）ギンヤンマ
皆さんから届いたレポートの集計結果は、
令和3年2月ごろに公表します。

広い空の下、今年も始まります！

千代田区生きものさがし　2020

ビルが多い千代田区ですが、ふと木や水辺に目を向けると、意外にたくさんの生きものがいます。この「生きものさがし」は、区内に生息する生きものを知ることで、いろいろな生きものがお互いにつながり合いながら生きていること（生物多様性）への関心を高めることを目的としています。

今年も生きものを探すヒントや注意点をまとめたガイドを作成しました。ぜひ、千代田区で見かけた生きものの情報を「生きものレポート」として送ってくださいね。レポートは何回でもできます。

■**調査期間**　6月1日（月）～ 10月31日（土）
■**調査範囲**　区内全域（区外は不可）
■**出会える生きもの**　セミ・モンシロチョウ・アゲハチョウ・トカゲ・トンボ・カエル・サギ（鳥）の仲間など
■**ガイド配布場所**　情報コーナー（区役所2階）、環境政策課（区役所5階）、出張所などの区の施設
■**レポートを送る方法**　11月15日（日）（消印有効）までに「千代田区生きものさがし2020」ガイドに添付のハガキ、HPの投稿フォーム、ファクス、Eメール（10面記入例参照／見つけた生きもの、発見日、場所も記入）で問合せ先へ
■**問合せ**　環境政策課事業推進係☎5211-4253

親子で参加　エコにゃレンジャー隊員募集

申込期限　8月31日（月）
対象　区内在住・在学の5歳児～小学校3年生とその保護者（原則）
活動期間　「生きものさがし」の調査期間中
詳しくは、区のHPまたは電話、ファクス、Eメールで問合せ先へ
問合せ　環境政策課事業推進係☎5211-4253 FAX3264-8956
kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

～ 隊員証（レンジャーバッジ）をつけて、さあ、生きものさがしに出発だ！ ～

お申し込みいただいた方には、レンジャーバッジと「生きものさがし」のレポート用のハガキのセットをお送りします。隊員となった皆さんは、このハガキを使って見つけた生きものを報告してください。10回以上ご報告いただいた隊員には、エコグッズのプレゼントもありますよ。
※バッジはお子様の分のみ

この夏、蚊に刺されないために

せっかくの楽しい生きものさがし。でも、虫刺されにも気をつけて。デング熱やチクングニア熱、ジカウイルス感染症は、ヒトスジシマカなどの蚊に刺されることによってウイルスに感染する蚊媒介感染症です。暑くなり、蚊が多くなるこれからの季節、しっかり対策して蚊に刺されないように注意しましょう。蚊媒介感染症でご不明な点がありましたら、問合せ先へご相談ください。

地域の安心安全で健康な暮らしに関する連携協定／アース製薬（株）
区では協定を通し、虫刺され予防などで、協力をいただいています。

蚊の侵入を防ぎましょう

窓には網戸を設置し、屋内への蚊の侵入を防止しましょう。隙間がある場合は、それを塞ぐ対策をとりましょう。

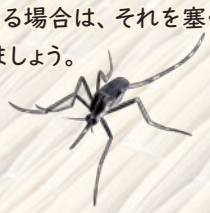

殺虫剤などの薬剤を使用する場合は、使用上の注意をよく読んでからお使いください。

2019年9月千代田小学校出前授業から　アース製薬株式会社提供

蚊を減らしましょう

蚊の隠れ場所となる草むらや藪は、定期的に刈り取りましょう。

また、蚊は空き缶やゴミ、バケツ、植木鉢の皿などにたまった雨水に好んで産卵します。住まいの周りのたまり水を徹底的になくしましょう。

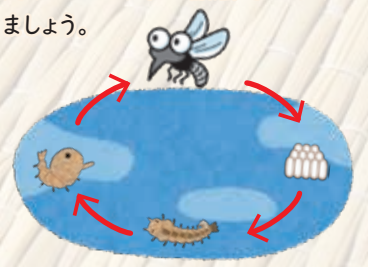

①蚊の相談を随時受け付けています。
②デング熱などの健康相談に対応しています。感染が疑われる患者が発生した場合は迅速に疫学調査を行います。
③区内の公園や道路、約400か所の雨水ますへ、蚊の羽化などを阻害する薬品の投入を行っています。
問合せ　①生活衛生課環境衛生係☎5211-8166②健康推進課感染症対策係☎5211-8173③道路公園課維持係☎5211-4243

まちみらいニュース

令和2年6月20日　Vol.183

●編集　公益財団法人まちみらい千代田
〒101-0054 千代田区神田錦町3-21
ちよだプラットフォームスクウェア4階
TEL3233-7555（代）　FAX3233-7557
https://www.mm-chiyoda.or.jp
まちみらい千代田公式フェイスブック
https://www.facebook.com/MMChiyoda
まちみらい千代田公式ツイッター
https://twitter.com/MMChiyoda

お知らせ

まちみらい千代田第８期事業計画が決まりました

まちみらい千代田は、平成26年１月に公益認定を受け、本年６月から第８期に入りました。
今期も［住宅まちづくり］［産業まちづくり］［協働まちづくり］の三体系のもと、積極的に事業展開を図り、活力ある地域社会の構築・発展に寄与します。

［住宅まちづくり］　～快適な都心居住に向けて～

マンション関連施策では、マンションの課題解決やコミュニティの活性化を推進するために「まちづくりアドバイザーの派遣」や「マンションのコミュニティ活性化事業助成」の拡充を図ります。また、マンション居住における安全安心を一層向上させるために「マンション安全・安心整備助成」や「マンション防災計画等の策定支援」の拡充を図ります。

［協働まちづくり］　～理解と協力のまちづくりに向けて～

自主的なまちづくり活動を支援する「千代田まちづくりサポート」は、最大で3か年の助成を受けることができます。卒業グループが末永く活動できるよう、助成期間終了後の支援を拡充します。さらに、第８期は第20回という節目の年に当たるため、記念誌を発行し、これまでの活動を振り返るとともに、活動のさらなる充実を図ります。

［産業まちづくり］　～地域産業の振興に向けて～

中小企業の経営を一層支援するため、「マネジメント・サポートデスク」や「専門家派遣等によるサポート」「ビジネス法律相談」の拡充を図ります。

また、ビジネスチャンスの創出や区内における起業促進を図る観点から、「千代田ビジネス大賞」歴代受賞企業を対象とした交流会を開催するとともに、「ビジネス起業塾」修了者への特典充実を図ります。

今期も、引き続き公益法人としての役割をしっかり果たすとともに、柔軟性と迅速性を生かした事業展開により、区民をはじめ中小企業者等の皆さんの期待に応えてまいります。

第８期事業計画書および収支予算書の詳細はまちみらい千代田ウェブサイトからご覧になれます。

■**問合せ**　協働まちづくり・総務グループ　☎3233-7556

募　集

千代田ビジネス起業塾〈女性起業家編〉受講生募集中!

「独立したい」「経営の基本を学びたい」「定年を機に起業したい」方を対象に、起業の基礎が学べる起業塾を開催します。
（※新型コロナウイルス感染防止のため、4月20日号で募集した講座が延期となりました。）

これまで会社員・主婦の方や学生、シニアの方など幅広い方が受講されています。カリキュラムは起業に必要なマーケティングや財務など基本を学び、事業計画書を作成し、起業を具体化する際に役立てていただきます。

小さなお子さん（未就学児）がいる方は託児サービス（1回1,000円）を利用できます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で中止する場合があります。

■**日　時**　8月20日～10月15日　毎週木曜（全９回）18時45分～20時55分
■**会　場**　ちよだプラットフォームスクウェア4階
■**定　員**　15名（定員になり次第、締切）
■**受講料**　区民・学生5千円　一般1万円
■**問合せ**　産業まちづくりグループ　☎3233-7558

お知らせ

第20回千代田まちづくりサポート 助成審査会をオンライン形式で開催

千代田まちづくりサポート（まちサポ）は、千代田区を活気ある、住み良い魅力的な街にしようとする市民レベルで頑張っているまちづくり活動や、これから始めようとするまちづくり活動を支援しています。

助成審査会当日（7月19日）は、応募グループからの発表後、一次審査・二次審査を経て、助成対象グループと助成額を決定します。新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン形式での開催を予定しています。当日の様子や審査結果は、8月20日号でお知らせいたします。

■**問合せ**　協働まちづくり・総務グループ
☎3233-7556

マンション管理に関する書籍貸出中（無料）

問　住宅まちづくりグループ　☎3233−3223

まちみらい千代田では管理組合運営、修繕、建替え、マンション防災などマンションに関するさまざまな分野の書籍を所蔵しています。所蔵書籍のリストは、まちみらい千代田のウェブサイトで公開しています。

マンション相談窓口開設中（無料）

問　住宅まちづくりグループ　☎3233−3223

時　月曜日～金曜日（土日祝を除く）
午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）
場　千代田区神田錦町3-21
ちよだプラットフォームスクウェア4階
対　千代田区内のマンション居住者および所有者
予　応相談（個人情報が公開されることはありません）

中小企業向けビジネス法律相談随時受付中（無料）

問　産業まちづくりグループ　☎3233−7558

時　応相談
（お問い合わせからおおむね1週間前後）
場　千代田区神田錦町3-21
ちよだプラットフォームスクウェア
申　電話にて予約状況をご確認ください。
相談内容は、ビジネス相談に限ります。

まちみらいニュースをスマートフォンでご覧になりたい方は

イベント

ちよだいちばのイベント情報

ちよだいちば

7月月間ご当地まつり

「森の国まつの」愛媛県北宇和郡松野町

6月29日(月)～7月28日(火)まで

松野町は愛媛県西南部に位置する山間の町です。愛媛県で最も小さな町でありながら、その豊かな自然から「森の国」と呼ばれています。

町の84%が森林であり、国立公園の滑床渓谷や広見川、目黒川など豊かな水をたたえ、天然うなぎや川ガニの宝庫です。また、桃や梅などの農産物生産も豊富で、毎年7月に開催する「桃まつり」には全国から大勢の人たちが集まります。

今年のちよだいちばでも桃を販売予定です。また、桃を使ったジャム、梅塩や梅ジュースに加えて、鹿ジビエソーセージなどの加工品が並びます。松野町は、小さな町でありながら多くの産品にあふれています。どうぞご期待ください。

■問合せ ちよだいちば
(千代田区神田錦町3-21ちよだプラットフォームスクウェア1階)
☎ & FAX 5577-3846 ※午前中の電話対応はできません。

紹介

マンションでの新型コロナウイルス感染拡大防止策を支援します

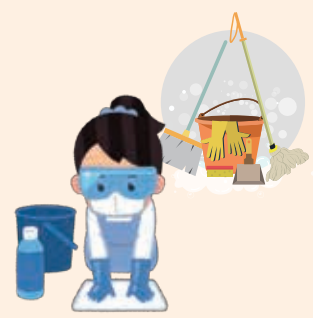

マンションの居住者で新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合について、感染拡大を防止するためのマンション共用部分への消毒等作業に係る費用の一部を助成します。

■助成対象
千代田区内の分譲マンション管理組合

■助成金額
新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施する消毒等作業に係る費用の2／3(上限額20万円)

申請書等はまちみらい千代田ウェブサイトからダウンロードできます。

■問合せ 住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

紹介

第12回千代田ビジネス大賞　表彰企業紹介

千代田ビジネス大賞

東京都中小企業家同友会千代田支部長賞

プライマリー・アシスト株式会社

代表取締役　石山(いしやま)　知良(ともよし)　氏

～心と身体のトータルケア～

プライマリー・アシスト株式会社は、『健康経営を世の中に普及させる』という企業理念を掲げて2015年に設立しました。

国民の4人に1人が75歳以上となるいわゆる2025年問題は直ぐそこまできています。少子高齢化による「労働人口の高齢化」が進んでいることから、企業は従業員が健康で長く働き続けることができる環境の整備・支援を行う必要があります。若年労働力不足の拡大や、若年層の志向の変化、社会環境の変化から「健康経営」は避けて通れないものとなっています。

当社はそのような時代背景の中で、「健康経営」および「予防医療」の普及促進を目指して独自性の高いサービスを展開しています。今回の受賞で評価された「健康経営」を総合的に支援するコンサルティングサービス、そして「食生活」「女性の健康」「免疫力向上」「睡眠力アップ」など企業の生産性向上を図るためのさまざまなソリューションがあります。

「健康経営の推進」はESG投資、SDGsにおける国際的な取組みとしても位置付けられており、ますます重要なものと認識されるようになっています。その中で、国は健康経営の普及促進に加え、働き方改革から予防医療推進へと大きく舵(かじ)を切り始めています。当社が創業当初から取り組んでいる「健康経営」および「予防医療」の普及促進を今後もますます進めていくとともに世の中に新しい価値を創造してまいります。

プライマリー・アシスト株式会社
☎4226-3858
URL https://primary-assist.co.jp

優秀賞

株式会社エム・マーケティング

代表取締役　原田(はらだ)　正文(まさふみ)　氏

～人々の"知見"を紡ぐ、知見流通社会のパイオニア～

株式会社エム・マーケティングは、2015年に創立し今期で5期目となります。

「『知』と『希望』にあふれた社会を作る」というビジョンの下、知見やスキルを社会に流通させるための、さまざまな業種業界に特化した講座を「ナレッジシェアマーケティング」と表現し、展開しています。

今回の受賞で評価いただいた社会教育事業は、社会環境が加速度的に変化する今の世において、真に人々から求められる事業であると私達は確信しています。ますますの景気減退が懸念される中、中小企業のとう汰は激しさを増していくものと思われます。経営のあり方や集客、商品開発に頭を抱える経営者の方が多くいらっしゃいます。一方でこれまでに自身のビジネスで成功を収め、知見やスキルを豊富に有する方も多くいらっしゃいます。

私たちの使命はそうした「知見を持つ人」と「知見を求める人」とをつなぎ、知見やスキルを次世代へと紡ぎ「いい人が勝つ社会を作る」ことであると信じています。

人が会社を興し、その会社が社会を形成しています。その社会を見てみると、全企業の99.7%を中小企業が占めています。ここ数ヶ月の時世を鑑みると、このような非常事態の打撃を最も被るのが中小企業である事が分かります。

しかし同時に中小企業にはイノベーションを起こすポテンシャルも備わっています。今後は個人だけでなく、中小企業などにも視野を広げイノベーションを起こすために必要な知見とスキルを届けることで、その事業成長を強力に支えてまいる所存です。

株式会社エム・マーケティング
☎6804-5580
URL https://mmark.co.jp

広告

まずはご相談をください　Primary Assist

健康経営が
月額費用 3万円～

定額制サービス

取引実績 300社超

サービスラインナップ
産業医委託・保健師紹介・健康経営優良法人認定支援
健康イベント・セミナー・メンタルヘルス・他にも多数あります。

健康経営コンサルティング企業
プライマリー・アシスト株式会社
〒102-0081 東京都千代田区四番町4-8 野村ビル4階 TEL 03-4226-3856

「知っている」を誰かのために
知りたい人と教えたい人を繋ぐプラットフォーム

あなたの知見を広めます
講師募集中!

53 累計開催業種 業種以上
これまで53業種に渡り
ビジネス講座や研修を開催

受講生
累計受講生
10,043人以上
年間トータル説明会動員数 約3,000名以上

講師講座
累計講座
プロデュース数 230件以上

株式会社エム・マーケティング　電話 03-6804-5580
〒102-0083　東京都千代田区麹町3-2-9　麹町PREX5階
URL: https://mmark.co.jp/
mail: support@mmark.co.jp